

(2)所在地

山梨県甲府市湯村3-15-13

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名

従業者の管理及び利用者及びその家族の相談等

(2)作業(理学)療法士 1名以上

作業または理学療法士は、医師の指示及び(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、土日祝日及び12月29日から1月3日は休みとする。

(2)営業時間 午前の部 9:00～12:00

午後の部 13:00～17:00

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第6条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う作業または理学療法士による(介護予防)訪問リハビリテーションを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定(介護予防)訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該(介護予防)訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。

甲府市(湯村、大和町、山宮町、千塚、羽黒町、音羽町、富士見、和田町、荒川、池田、屋形、緑ヶ丘、天神町、宮前町、北口、朝日、塩部、飯田、丸の内、愛宕町、寿町、宝、美咲、長松寺町、中村町、大手、岩窪町、小松町、西田町、古府中町、北新、武田、元紺屋町、相生、上石田、下飯田、金竹町、新田町)

甲斐市、韮崎市

- 2 前項の通常の事業実施地域を超えて指定(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費は、超えた地点より片道1kmごとに200円を徴収する。

(緊急時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対し、医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 事業所は、利用者に対し、事業所における(介護予防)訪問リハビリテーションサービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 サービス提供従事者の資質の向上を図るために、研修の機会を設けるものとする。

- 2 従業者は、従業中及び退職後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報等を漏らしてはならない。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人共生会と管理者の協議に基づいて定めるものとする。
- 4 事業所において、次に掲げる措置を行う。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修を定期的開催する。
 - (2) 感染症防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、従業者への周知徹底を図り、感染症防止のための研修を定期的開催する。

る。

- (3) 感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的に業務継続計画を見直す。
- (4) 適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。

付則

この規程は、2007年6月1日から施行する。

この規程は、2012年9月1日から施行する。